

橋本市告示第 65 号

橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市転入夫婦新築住宅取得補助金交付要綱(平成 27 年橋本市告示第 24 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第 4 条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす夫婦とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 夫婦の双方が<u>令和 4 年 4 月 1 日</u>以降に本市に転入し、かつ、転入前 1 年間は本市に住民登録がないこと。</p> <p>(3) <u>令和 4 年 4 月 1 日</u>から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に補助対象住宅の取得をしたこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和 10 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第 4 条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす夫婦とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 夫婦の双方が<u>令和 3 年 4 月 1 日</u>以降に本市に転入し、かつ、転入前 1 年間は本市に住民登録がないこと。</p> <p>(3) <u>令和 3 年 4 月 1 日</u>から次に掲げる日のいずれか早い日までの間に補助対象住宅の取得をしたこと。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和 9 年 3 月 31 日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。